

財務局工事等成績評定苦情審査委員会要綱

17財建技第193号
平成18年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都工事成績評定要綱（平成14年3月26日付13財営技第167号）第15条第1項及び東京都設計等委託成績評定要綱（平成22年4月2日付21財建技第238号）第15条第1項に規定する財務局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 局委員会は、次の事項について、第三者の公平な視点に立って調査審議し、意見を表明する。

- 一 受注者からの工事成績評定に係る苦情
- 二 受託者からの設計等委託成績評定に係る苦情
- 三 総括監督員又は検査員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の修正
- 四 総括監督員から付議された工事成績評定又は設計等委託成績評定の減点に係る事由及び点数

(組織)

第3条 局委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 委員長 財務局技術管理担当部長
- 委員 財務局経理部契約調整技術担当課長
財務局建築保全部工務課長
財務局建築保全部保全担当課長

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は局委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 局委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数等)

第6条 局委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 局委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 議事に利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は当該苦情に係る工事の施工を担当した監督員又は検査員等から当該工事の施工状況等を聴取することができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は当該苦情に係る委託を担当した監督員又は検査員等から当該設計等委託の履行状況等を聴取することができる。

(意見の表明)

第8条 局委員会は、第2条に規定する調査審議を終了したときは、当該苦情申し立てに関する意見書を作成し、委員会終了後10日以内に通知者に報告する。

(庶務)

第9条 局委員会の庶務は、財務局建築保全部技術管理課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則 (平成18年3月30日付17財建技第193号)

この要綱は、平成18年4月1日以後に適用する。

附 則 (平成23年11月9日付23財建技第123号)

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日付23財建技第192号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。